

【佐藤浩雄議員】

憲法違反の有事法制、メディア規制法に対する知事の見解と自治体外交の強化についてお伺いします。昨年9月11日の同時多発テロ事件を契機に、日本国民の多くのテロ反対、報復戦争反対の声を無視し、政府は報復戦争に協力して、インド洋に自衛隊を派遣し、戦争に協力しました。

しかし、テロは一向になくならず、むしろその発生原因であるパレスチナとイスラエルのテロと報復による暴力の連鎖はますます激しくなっており、毎日のように多くの人命が失われております。

さらに、ブッシュ政権は北朝鮮やイラクなどを「悪の枢軸国」呼ばわりし、具体的にイラクへの戦争を仕掛けようとしていると伝えられております。戦争は拡大の危機を迎えております。

このように米国による軍事紛争が世界じゅうに発生することに合わせて、テロも世界じゅうに発生する暴力のエスカレートとグローバル化が始まっているのではないのでしょうか。

現実にイスラエル・パレスチナの戦争を終息させる試みはすべて失敗しており、平和への展望は失われ、展望なき暴力の行使、暴力の連鎖が繰り返されているのではないのでしょうか。この現実、暴力すなわち武力によって平和は実現できないことを私たち人類に教えているのではないのでしょうか。

また、イスラエルの貿易サービス収支も大きく落ち込み、戦争による被害は経済に大きなダメージを確実に与えております。そして、イスラエル・パレスチナの50年以上、4次にわたる長い長い戦争は武力での平和の実現は不可能であり、近代戦争に勝者はいないことを何よりも雄弁に証明しているのではないのでしょうか。

このような現実に踏まえるならば、即時に武力行使をやめ、テロをやめ、信頼の醸成のために話し合うことをまず始めなければなりません。

このように世界の現実是非武装、交戦権の放棄による世界平和の樹立が今ほど強く求められているときはないと思います。

しかるに、日本の小泉政権は、備えあれば憂いなしなる内容の全くない観念論を披瀝しながら、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全に関する法律案、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法改正案の有事関連3法案、メディア規制法と呼ばれる個人情報保護法案、人権擁護法案を国会に提出し、一挙に日本をメディアを規制し、有事すなわち戦争のできる国家への改造をもくろんでいるのであります。

しかも、被爆国日本の国是と言われていた非核三原則を事もあろうに福田官房長官が否定をする発言をし、小泉首相の突然の靖国神社参拝もあって、アジア近隣諸国に大きな警戒心と波紋を投げかけております。

しかし、有事法制の国会審議が始まり、有事法制の最も根本的な武力攻撃事態の説明に、武力攻撃事態は千差万別で具体的な例を挙げて説明は難しいなどと、しどろもどろの答弁を繰り返し、小泉首相の一般論や常識論は全く役に立たないことが明らかになっています。

また、審議の過程で有事法制は周辺事態法と重なり合った部分があり、明らかにアメリカの軍事行動に反撃があった場合、自衛隊も自動的に軍事行動に参加する危険性はだれも否定していないことがわかり、有事法制を米軍協力法とさえマスコミは伝えています。

周辺事態法による米軍支援と個別自衛権による武力事態の区別はできなく、憲法が禁止している集団自衛権にも抵触することが明らかになっております。

また、自衛隊法の改正により、自衛隊による物資の保管命令が出されることになり、これに違反した場合、6カ月以下の懲役、30万円以下の罰金を科すことができ、事前検査を拒んだ人には20万円以下の罰金を科すことができることとなります。憲法前文及び第9条に従った人が、戦争の反対のために事前検査に反対すれば犯罪者になる法律であります。

また、輸送機関や通信・医療・土木事業者などに直接業務命令を発することができ、戦前の国家総動員法に酷似していると言わなければなりません。

また、重大な問題は地方自治体に対する総合調整と指揮命令であります。地方公共団体は、その地域住民の生命・財産を保護する使命があることから、国及びそのほかの機関と協力する責務が発生し、総合調整に従わない自治体に対して、国が代執行を行う権限を持つことになっており、完全に地方自治を否定しているのであります。

このように、このたび国会に上程中の有事法制は、日本国民の自由や権利を制限するばかりでなく、自治体を指揮下に置き、従わない国民には罰則を、地方自治体には代執行をかけるものであり、明らかに憲法の平和主義、基本的人権、主権在民に違反するものであり、断じて許すことができません。

そもそも、日本を武力で防衛することは幻想であります。核ミサイルの時代にこんな狭い国土で武力

で国民を守ることなどはできようはずがありません。

原発が乱立し、膨大な危険物が貯蔵され、原材料や食糧はすべて海外に依存している日本が軍事力に頼ることは、むしろ他国を要らぬ刺激するにすぎません。

憲法第9条により武装せず、仮想敵国をつくらないからこそ、善隣友好を通じて紛争の原因を除去することができるし、アジア全体に平和な安全空間を広げることが日本の努力でできるのではないのでしょうか。

元大蔵官僚の榊原教授は、世界経済は米国に象徴される市場万能主義経済の資本主義に牽引されてきたが、テロを契機に資本主義は形を変えざるを得ないと分析し、世界の貧富を拡大するグローバル経済やアメリカ国益一辺倒で身勝手な経済・軍事・外交政策、ユニテラリズムの変更が求められている。今こそ国際社会がテロや戦争の原因となっている、構造的暴力である飢餓や貧困、差別や抑圧、環境破壊や医療・福祉問題、人権問題の解決を迫られていることをテロ事件は教えていると言っております。

現在の地球的課題や貧困・食糧問題、環境問題、医療・福祉問題、人権の確立などの諸問題であり、日本を初めとする国際社会は緊急に解決を求められているのであります。

しかるに、軍備は最大の資源浪費であり、戦争は経済の破壊であり、最大の環境破壊であります。アフガンは米ソの代理戦争の結果、45歳までしか生きられないという悲劇的現実を生み出した国家であります。

国際社会は、その教訓を生かさなければならぬのに、なぜ今、日本は有事法制なのでしょう。軍事の拡大なのでしょう。そうした意味で今回出されている有事法制は、人類にとって自殺行為であります。今こそ平和憲法を高く掲げ、世界に平和を広げる道を日本は歩むべきであります。

そこで、まず有事法制について伺います。

まず第1に、今回の有事法制は日本国憲法に違反し、憲法の平和主義、基本的人権、自由と民主主義、主権在民に違反している法案であります。

特に「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、認めない」とした憲法第9条に明らかに違反するものであります。

その上、国会審議の過程で武力攻撃事態の概念規定が全くあいまいであることが判明し、このままでは政府の恣意的な運用が可能になる危険性があり、この法案自体が戦争への危険な道を開くことになると多くの学者が反対表明しております。

地方自治体の長として、このような危険で憲法に反する有事法制は到底容認できない法案であると思うが、知事の有事法制に対する態度・見解をお聞かせ願いたい。

第2に、有事法制は自治体の協力の責任規定が設けられ、住民の生命・財産・身体の保護に関する役割分担が求められ、自治体消防も協力する責務が発生しますが、その国民保護法制の内容が何も決まっておらず、今後2年をかけて論議していくなんていう話にもならない代物です。

このように有事法制は、自治体に対する強制力を持っているのに、その内容が2年後に決まるとは、強制力を先に決め、自治体や住民を縛る内容を後に決めることは明らかに法律的な欠陥であると思うが、知事のお考えをお伺いします。

また、そもそも有事の概念が不明確であり、また周辺事態法との関係で米軍との協力法とも言われている危険な法案であることから、内容は何も決まっていない状態で、県民の命や財産を守るためという勝手な解釈で国に協力できるものでしょうか。

国から総合調整や指揮命令などにより、少なくとも知事管理の県立病院や港湾道路、空港などの施設や医師や看護師を初めとする県職員が命令によって動かされることとなります。

県民の生命・財産ばかりでなく、県職員の生命・身体にも大きな影響が考えられます。県民や住民の命や財産を直接守らなければならない最も直接的な責任を負う知事や市町村長の意見を一度も聞かずに法案をつくり、自治体への強制力のみを決めることは許されないことでもあります。

知事は、先般、首相官邸で行われた政府と都道府県知事との懇談会で、有事の定義の明確化と国民保護法制の早急な論議の開始、周辺事態法との関連づけを指摘したそうですが、政府からは具体的には何も回答はなかったようです。

しかも、総理が出席したのは冒頭部分だけで退席するようでは、国民保護法制に関して最も責任を負うべき地方自治体や知事の意見をまじめに聞く姿勢ではないと思います。

知事も愕然としたと報じられていますが、地方自治体に対するこんな小泉首相の姿勢で有事法制を決めることは極めて危険ではないですか。そのとき感じた率直な知事の感想を聞きたいものであります。

また、豊栄市の小川市長の議会答弁によれば、6月5日に全国市長会があり、総務省が説明に来て、有事法制が論議される場所があったようです。豊栄市の小川市長は発言し、「平和憲法を国是としてい

るというならば、我々の外交もそれに基づいた外交をやらなければならない。しかし、審陽の事件を見ると、そういう外交方針ではないことがよくわかる。こういう構えの中で有事法制をつくってよいものかどうか。我々は北東アジアの緊張の中で、緊張があればこそ彼らを知り、つき合い、日本海を平和な海にする努力をしている。こうした我々の努力をも放棄をして、一触即発の状況だけに持っていくことになることで、私は今回提出することに反対だとお話をした」と発言しております。

さらに、「政府は説明責任を果たしていない。そして、国会の審議は不十分である。こういう状況の中で、この法案は慎重に取り扱うべきだとの決議をしています。大勢いるということで、提出するべきではないという形にはまとめられなかったが、慎重に扱うべし、こういう決議を政府に提出しています」との答弁が議事録に載っています。

市民の生命・財産・基本的人権を守る豊栄市長の立派な発言であり、高く評価します。

したがって、大阪府や長野県、高知県を筆頭に一齐に反対や不満の声が上がっていますが、その現実には踏まえて、代表質問から一步踏み込んだ知事の御所見を改めてお聞かせ願います。

また、代執行が強行されることは、地方自治を全く否定したものであり、許されるべきではないと思うが、知事の御見解を重ねてお聞きいたします。

第3に、武力攻撃事態法は公共機関や公益的業務を営む指定公共機関に対して武力攻撃事態への対処に関し、その業務について必要な措置を実施する責務を有することとなり、内容は今後詰めることになっていますが、民間の輸送機関や銀行、通信社や報道機関、電力各社などが協力させられることとなります。これは、報道の自由を守る上で非常に危険であると既に指摘をされています。

このように指定公共機関に指定をすることは、憲法第13条の幸福追求権や第18条の隷属的拘束からの解放や苦役からの解放に、また憲法第22条の職業選択の自由に抵触するのではないかと思います。県民や民間の安全を守らなければならない知事の考えをお聞きしたい。

また、首相の権限が強まり、事実上の国家総動員体制ができることとなります。知事は、このような県民生活を支配する総動員体制に賛成かどうか、知事の御所見をお聞かせ願います。

第4に、有事法制は陣地構築のために土地の収用や家屋の破壊をも県の職員に検査をさせ、それを拒否する住民には罰金20万円を科すことができます。また、灯油やガソリンなどの物資の保管命令を出すことができ、保管に違反した場合、6カ月以内の懲役や30万円以下の罰金が科せられます。

新潟県民が憲法第9条に従い、非戦を貫くと犯罪者になる可能性が極めて高いのであります。こうした刑罰をも含む強い強制力を持つ措置は、憲法第29条の財産権の明らかに侵害に当たると思いますが、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、個人情報の保護についてお聞きします。

第1に、有事法制により県民の基本的な権利や自由を制限することを実際担う防衛庁の情報公開問題についてお聞きいたします。

最近、防衛庁の情報公開に基づく開示請求者リストの作成と、その個人の情報収集が組織ぐるみで行われた事件が発覚いたしました。

しかもその上、事実を隠ぺいするためにLANから削除したり、個人名を隠して記載していることがわかり、組織的に個人情報や思想調査を行っていたことが明らかになっております。

その調査結果を与党の介入によって隠ぺいしたこともまた暴露されております。日本国憲法前文では、「国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」、また憲法第19条は「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」、また第21条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、してはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」となっており、情報公開の根底には知る権利があり、知る権利はこの憲法の前文や第19条、第21条の思想信条の自由や表現の自由によるものであります。

しかるに、防衛庁及び与党のとった行動は、この憲法に明らかに違反しております。報道によれば、新潟県民にも強い関係のある、今回の自衛隊の情報公開請求者に対する個人情報リスト作成及び個人情報収集と組織的運用を知事はどのように考えているのか、明らかにしてほしいのであります。

また、調査結果を与党の圧力で隠ぺいしたことは憲法違反を組織的に行っていることをさらに政治的介入で隠ぺいする言語道断で許されべからざる事態で、極めて深刻な事態と思うが、知事の御見解をお伺いしたい。

第2に、このたびの防衛庁による組織的な情報公開請求者の思想信条まで記録した個人情報リスト作成は、組織防衛を優先し、国民を敵視する姿勢としか言いようがないとマスコミから強く批判されています。

自衛隊や警察など公権力が強制力を持っている権力機関の行動は、特に徹底的に透明でなければなり

ません。

そもそも、行政機関は、最も個人情報が集まる場所でありながら、このたびの個人情報保護法案には行政に対する罰則もなく、抜け穴だらけであることを、今回の事件は改めてその欠陥を教えております。

きょうの新潟日報でも、個人情報保護法案の罰則規定が国家公務員に適用されることは2項目で、公務員に全く甘く、民間には厳しいことが裏づけられたと報道されています。

このような危険な状況の中で、県民の基本的な人権や思想信条の自由を守るために、知事はどのように考えておられるか、お聞かせ願います。

知事も権力の座におり、県民の知る権利の保護と情報公開条例と個人情報保護条例の厳正な運用をどのように心がけているか、お聞かせ願いたい。

また、憲法前文に明記されている国民の信託をどのように理解し、憲法第15条の公務員の罷免権や全体の奉仕者論、公務員の善管注意義務をどのように理解し、情報公開条例を運用しているのか、お聞かせ願いたい。

また、この立場から自衛隊の組織的な個人情報リスト作成事件で明確になった、行政の個人情報保護体制のずさんな現状から、そして行政機関に罰則がなく、公務員に全く甘い個人情報保護法案により、個人情報が守られていない現状の中で、住民基本台帳ネットワークシステムの運用について、東京都国分寺市は総務省に住基ネット凍結を要望したと伝えられていますが、知事はどのように考えているのか、お伺いしたいのであります。

次に、自治体外交についてお聞きします。

前回も連合委員会で質疑をしましたが、自治体外交問題です。

第1次世界大戦よりわずか25年という短期間で第2次世界大戦が発生し、その事実から職業人外交では戦争は阻止できず、しかも原爆という人類破滅の兵器の登場を許してしまった歴史的な反省から、職業人外交に頼ることなく、自治体、すなわち市民と市民が直接話し合い、交流し、信頼関係を築くことが大切であるとの考え方から、自治体外交は生まれました。

近代戦争は総力戦であり、勝者はなく、人類破滅の危機を迎えることを阻止するために、武力によらず、人と人との信頼関係を築くことによって平和を構築しようとしたもので、1980年のヨーロッパ枠組み条約や1985年のヨーロッパ自治憲章で明記をされ、ドイツ憲法やスイス憲法にも明記をされています。

今、国会では、鈴木宗男代議士が逮捕され、ODAや北方四島返還事業は国益に反し、一部政治家や両者の利益のために使われていたことは明白となっております。

また、欧亜局長が存在する前で二島返還論や四島返還無用論などを展開していることは明らかに国益ではないし、それを黙認をしている職業外交官では国益や日本を初めとする世界平和などが望むべきもないと思います。

また、さきに中国・瀋陽で発生した日本領事館への亡命事件は明らかに中国はウイーン条約に違反し、日本国家の主権を侵害していると思います。

しかし、瀋陽の日本領事館の職業外交官の行動は明らかに人権を無視しており、日本の領事官自身もウイーン条約に違反していると思います。

このような鈴木宗男代議士と外務省幹部の関係や職業外交官の行動は、人命と基本的人権を守り、国際法を守るといった基本的な行動に欠ける上に、国益よりも私益を優先し、日本の主権や平和や人間の命や基本的人権、国際平和を守るといった理想にほど遠い状態であると思います。このような職業人外交や国家外交に頼ることで、真の平和は来ないことは明確です。

また、福田官房長官の非核三原則の否定は、人類初の被爆国日本の悲惨な体験を二度と許してはならないとする我が国の大原則をいとも簡単に変えるもので、許すわけにはいきません。

こうした政府の平和に対する危険な動きの中で、我が県が真に日本の平和を希求するならば、非核三原則の廃止や有事法制ではなく、むしろワールドカップを通じた国際交流や相互信頼をつくり上げたこの事実を見ればわかるように、また豊栄市の小川市長があのような発言をしていることを見ればわかるように、むしろ新潟県の自治体外交を強化し、「日本海を平和な海に」を目標に、北東アジアの環日本海の自治体に国際平和会議などを呼びかけて、自治体が日本国憲法前文や憲法第9条のようなものや、非核平和都市宣言をすることをお互いに目指す共同声明などを確認し、北東アジア全体に非核平和地帯をつくり出していくことに貢献すべきだと思います。

知事は、私の質問に対してたびたび「自治体外交の基本は平和である」と答弁しているのですから、そのような構想を新潟県国際化推進大綱に持つべきではないかと思いますが、知事の御所見をお聞かせ願います。

また、そのような内容を目指す国際会議などの平和プログラムを新潟県国際化推進大綱に具体的に盛り込むべきであると思いますが、知事の御所見をお聞かせ願います。

最後に、いわゆるメディア規制法についてお聞きします。いわゆるメディア規制法案と言われる個人情報保護法案、人権擁護法案が国会に提出されていますが、すべての報道機関を初め、与党にすら反対者が多く、今国会では通過不可能、修正も不可能とされています。

しかし、独裁権力の常套手段である報道管制・規制をもくろむ法案が有事法制と一緒に出てきたところに大きな意味があると思われまます。

また、この個人情報保護法案や人権擁護法案という今日の個人情報保護法が必要な社会情勢や基本的人権を守るといった当然のような体裁を整えた法案の中に、事実上マスメディアの活動を規制し、権力に都合のよい情報のみを報道させたり、権力にとっては不都合な取材活動を規制する内容を盛り込む陰湿なやり方は、本質的には表現の自由や検閲の禁止と通信の秘密保護を規定した憲法第 21 条に違反するものではないかと思われまます。

事実、このメディア規制法ができ上がっていく過程を見ると、1980 年の OECD の勧告や 1995 年の EU 指令による個人情報保護整備の指示、1998 年の国連の規約人権委員会からの公権力の人権侵害からの救済勧告により、個人情報保護法と人権擁護法案の整備が絶対的の必要となり、慌ただしく検討されたものですが、一貫した与党のメディア規制の策動と官僚の管理思想に翻弄され、知る権利と個人情報保護、独立した人権機関の設置や公権力からの基本的人権の保護という国連や OECD、EU の勧告とは全く逆の独立性が疑われる人権委員会を法務省の外局に設置し、知る権利を否定し、換骨奪胎してメディア規制をねらった反動法案が法案化されたものであります。

こうした動きに抗議し、自民党の坂上善秀氏は、官僚天国になると批判をし、内閣委員会理事を辞任しておりますし、野中広務氏も厳しく批判をしております。学者は、羊の番をオオカミにさせるものとして、人権擁護法案を批判しております。

したがって、このメディア規制法案に対する作家の城山三郎氏に対する与党政府の態度は常軌を逸しており、このような政府与党の態度こそ言論弾圧をもくろむ独裁政権の真の姿ではないかと思われまます。

こうした危険な本質を批判し、三重県議会は、有事法制関連法案と個人情報保護法案の撤回を求める決議を採択しております。

知事は、日本の民主主義や県民の基本的人権、思想信条の自由や表現の自由、検閲の禁止や通信の秘密保護を守らなければならない立場にあり、その見地からこのたびのメディア規制法案に反対であると思いますが、知事はこの反対の立場を明確に表明していくべきだと考えていますが、改めて知事の御所見をお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

【平山征夫知事】

佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、有事法制と憲法との関係等でございますけれども、本国会に提案されております有事法制につきましては、これまでもお答えしておりますように、私としては、法治国家として我が国の安全保障上の危機管理について、いわば我が国が攻撃された場合に自衛権の発動を行う、その場合に必要な法制をきちんと整備しておくということは、基本的に必要なことというふうに考えております。

しかし、一方で、そのためには日本という国が平和を愛する国であるということの国際的な信用、同時に有事における、いろんなことを政府がやるとすれば、政治に対する、あるいは政府に対する国民の信用というものがきちんとあるということも必要であります。

そのことは、これから十分と言えるかどうかについては、きちんと議論していただきたいと思われまますけれども、そのことにかかわらず、法治国家としての自衛のための必要な法制の整備をしていくことは必要というふうに考えております。

そして、憲法との関係につきましては、この法案では、基本理念として日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、これに制限を加えられる場合は、必要最小限のものであり、かつ公正かつ適正な手続のもとで行わなければならないというふうに規定されております。

権利の制限を伴う対処措置については、個別の法制整備において、この基本理念にのっとり、制限される権利の内容等々制限することによって達成しようとする公益の内容、そして緊急性等を総合的に勘案して、その必要性を具体的に検討するというふうに聞いておりますので、その動向について注視して

いるところであります。

また、自治体の具体的な役割を規定する国民保護法制が先送りになっているという御指摘についてでございますけれども、国民保護法制は国民の生命、身体及び財産を守るための法制として、有事法制の中核をなすものでありますとともに、地方公共団体が担うべき具体的な役割が規定される重要な法制であります。

私としては、場合によって私権を制限することとなる国民保護法制と武力攻撃事態対処法案とをあわせて議論する中で、国民にとっても理解は得やすいのではないかと考えておりますし、政府は国民保護法制の2年以内の整備ということにしているわけですが、今後、その具体的な内容はできる限り早く示して、地方公共団体の意見も十分反映させるとともに、国民の理解を得るように国会等において十分な議論を行うことが必要であるというふうに考えております。

次に、有事における国の総合調整や指示及び代執行が地方自治を否定しているという御意見でございますけれども、武力攻撃事態対処法案では、有事において住民の生命・財産を守るために、国と地方が協力して、それぞれの役割に応じて対処するという考えを基本としているわけですが、現時点では国の地方公共団体に対する指示等の対象となる事務等が明確にされておられません。

今後、整備される法律で本当に有事とは何なのか、それだけに有事であるがゆえに、そうしたことにおいて国民の生命・財産を守るために必要な措置なのだということが具体的に規定される必要があるというふうに考えており、その整備される法律で具体的に規定される方向ということで聞いておりますけれども、現時点でまだその内容が出ていない以上、判断し得ないというのが現実であります。

私としては、緊迫した有事の際に、国が主要な役割を担うというのは当然のことですけれども、県民の安全とも深くかかわるわけですので、基本的には地域の実情を最もよく知る立場にあります地方公共団体の長の判断ができる限り尊重されることも必要であるというふうに考えております。

したがって、今後その内容をできる限り早く示すとともに、地方公共団体の意見も十分聴取、反映することが必要であるというふうに訴えている次第であります。

次に、有事における指定公共機関の責務と憲法との関係でありますけれども、武力攻撃事態対処法案におきましては、指定公共機関に実施を求めることが必要となる対処措置につきましては、法律の規定に基づき実施するものとされておりますし、現時点ではその内容など具体的に明らかになっておりません。

今後、整備される個別法制で具体的な内容は規定されるというふうに聞いておりますので、この法制の整備に当たりましては、関係機関の意見を十分聴取することはもちろんですが、国民の考えを広く聞く機会を設け、国民の理解を得る努力をしていただきたいと思いますし、国会におきまして、なお十分な議論を行うことが必要であるというふうに考えている次第であります。

次に、有事におきます物資の保管命令等が私的財産権の侵害に当たるのではないかと御意見でありますけれども、武力攻撃事態対処法案では、先ほども申し上げましたように、法案の基本理念といたしまして、武力攻撃事態の対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、これに制限を加える場合には、その制限は武力攻撃事態に対処するため、必要最小限のものであり、かつ公正かつ適正な手続のもとに行わなければならないこととしているわけであり、

保管命令等に関する規定も、こうした観点に基づき立案されておりますので、直ちに憲法第29条に反するとは言えないというふうに思いますけれども、私権の制限を伴うものでありますので、国民の理解を得るよう努めますとともに、国会におきまして、なお十分な議論を行うことが必要というふうに考えております。

また、個人情報の保護についてお答えしたいと思います。

まず、防衛庁のいわゆるリスト作成問題でありますけれども、情報公開法は何人も国の行政機関の保有する情報の開示を請求することができる権利を定めております。

開示請求者に対しましては、開示請求の理由や利用の目的等の個別的な事情を問うものではないというふうにされております。

今回、防衛庁では、情報開示に必要な範囲を超えて開示請求者の個人情報を収集し、その個人情報を組織内で閲覧可能としたものであり、個人情報の管理上不適正な取り扱いであり、今後における情報開示請求権の行使を制約しかねないものというふうに考えております。

また、調査結果の隠ぺい問題についてでございますけれども、調査結果の公表の過程で混乱が生じたことは、まことに遺憾なことと思っており、国政の場できちんと議論されるべき問題であるというふうに考えております。

次に、行政機関における個人情報の保護のあり方でありまして、現在、国会で審議中の個人情報保護法案及びいわゆる行政機関等個人情報保護法案においては、個人情報の保護と報道の自由等の国

民の基本的権利が双方守られるよう、十分な審議が必要というふうに考えております。

また、本県における県民の知る権利と情報公開条例及び個人情報保護条例の運用についてでございますけれども、本年4月から施行されました改正情報公開条例には県民の知る権利の尊重が明記されるとともに、「実施機関は個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう、最大限の配慮をしなければならない」という規定が置かれております。

さらに、平成11年4月に施行されました個人情報保護条例におきましては、実施機関及び職員の責務を定め、個人情報の適正な取り扱いに努めているところでございます。

今後とも、県民の知る権利を尊重しつつ、個人情報の保護が十分図られますよう、両条例の厳正な運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムの稼働をめぐる地方公共団体の動きということでございますけれども、このシステムは平成11年8月に成立いたしました改正住民基本台帳法により、本年8月から実施されることが法律で定められておりますけれども、全国の幾つかの団体や議会、この中には新潟県の中郷村の議会も含まれておりますけれども、そうした先から同改正法の施行の延期を求める意見書等が提出されております。

主に個人情報の保護に関する懸念が表明されているところであります。

県としましては、このシステムが高度情報化社会に対応して、住民基本台帳のネットワーク化を図り、住民の負担軽減やサービスの向上に資することを目的としているということ、これまで全国の地方公共団体で8月の稼働を前提として、ネットワークや関係機器の整備、それに伴うテストの実施等々、着実な準備を進めてまいりましたこと、そして個人情報の保護に関しても、同改正法において一定の規定が設けられております。

そういうことを総合的に勘案いたしますと、適切に適用されるものというふうに考えているところであります。

なお、システムの運用が個人情報と密接に関連するものであります上に、今申し上げましたように懸念も表明されているわけでありますので、職員一人一人が個人情報の保護についての責任を自覚して、その業務に従事することが重要であるというふうに考えている次第であります。

次に、自治体外交についてお答えしたいと思います。

新潟県国際化推進大綱におきます平和への取り組みについてでありますけれども、ことし4月に策定いたしました新潟県国際化推進大綱におきましては、互恵と相互理解を基本として、文化、環境、経済など、さまざまな分野での交流や協力を進めることにより、北東アジアを中心としたさまざまな国や地域との友好親善を深め、信頼を築くことを通じて、自治体としてできる平和への貢献を図ることとしている次第であります。

私といたしましては、北東アジア経済会議の開催、北東アジア地域からの留学生の受け入れ、あるいは国際環境協力など、地道な幅広い交流活動を通じまして、相互理解と信頼を深め、互恵の精神で地域の発展に向けた実践的な協力を進め、こうした具体的交流を通じて、相互信頼の構築が平和に貢献するよう、重要な役割を自治体が果たすよう、現実的なそうした道を今後とも努力してとってまいりたいというふうに考えております。

いわゆるメディア規制法案についての所見であります。

まず、個人情報保護法案につきましては、個人情報保護が保護されなければならないことは言うまでもありませんけれども、報道機関に基本原則が適用されることは、運用によっては取材活動等に影響を与えかねないという点で危惧を抱いているところでございます。

指摘されております報道機関における取材等の問題があるといたしましても、それはあくまでもメディア側の自己規制によるべきであるというふうに思います。

少なくとも国家権力によります言論統制につながる危険性が指摘されるようなことは、原則として行わないということが正しいあり方でないかというふうに考えており、このことは人権擁護法案についても同様であります。

いずれにしましても、両法案につきましては、各方面からさまざまな意見が出されているわけでありまして、報道・表現の自由が侵害されず、プライバシーや人権の保護が図られる、そうした方向で国会審議の中で活発に十分な議論はされていくべきであるというふうに考えております。

以上であります。

【佐藤浩雄議員】

御答弁ありがとうございました。

まず、有事法制のことでありますが、今の知事の答弁を聞いても、いわゆる有事の規定概念が不明である、あるいは国民保護法制の内容も不明である、具体的な国から県への、あるいは地方自治体への指示や指令の内容も不明である。こういう不明の連続の中で有事法制だけを決めるということが果たして許されるのでしょうか。

そういう意味でいえば、今の知事の答弁は今日の状況を踏まえるならば、もっと一歩突っ込んで国に求めていくべきものがあるのではないのでしょうか。

特に、先日の報道では、知事は、「憲法第9条との関係も含めて慎重な論議をすべきだ。現状の国会の動向は危惧している」と言っているわけですから、憲法第9条を大切にしていることはよくわかりますし、有事法制が憲法上の問題であることを認識していることもよくわかります。

したがって、知事も私も公務員ですから、憲法第99条の遵守義務もありますし、あるいは国民法制の性格からして、政府は地方自治体の声を聞かなければならないはずですから、国会では十分な論議を尽くすのは当然のことです。

したがって、今の知事の答弁では、マスコミで発言をしている知事の今までのずっと連続的な経過からすると、かなり後退しているのではないかと私は思うのです。

知事も私も1944年生まれで、それこそ戦後・戦中に生まれて、食べるものもない、それこそ草を食べてきたような経験を持っているわけです。

それが現在、世界で最も豊かな国になったのは、やっぱり戦争をしないで来たという、軍備も金をかけないでやってきたということが最大の経済発展の効果だったと思うのです。

そういう意味で、政府は憲法解釈をねじ曲げにねじ曲げて、軍備を拡大してきましたけれども、結局は今日の状況を見れば、平和憲法の精神を生かすことが最も大事であって、政府のように憲法解釈をねじ曲げて、現実と憲法の目指す世界と別なものをつくってしまえば、その立場から答弁を引き出せば、そういう答弁になるかもしれませんが、私はそうは思いません。

特に、憲法前文や第9条は、アメリカでつくられたものだという意見を言う人もいますけれども、第9条を導入したのは、ワシントンの軍縮会議に出た幣原喜重郎、その人です。

幣原喜重郎の「外交50年」には、「私は総理の職についたとき、かたく決心した。これで憲法の中に未来永劫そのような戦争をしないように政治のやりとりを変えることにした。つまり戦争を放棄し、軍備を全廃して、どこまでも民主主義に徹しなければならんということは信念からであった」と言っています。

このように日本の首相が憲法第9条を提案をして、それが実現をすることによって、今、私たちは日本をこれまで繁栄させることができたと思うのです。

そういう意味からすると、今、有事法が決められていく、この憲法第9条を否定していくような、こういうことを認めてはいけけないのではないかと私は思います。

こういう歴史的な事実を踏まえて、第9条をつくったこの幣原喜重郎の気持ちになって、知事は今こそ本当に国民保護法制や関連法制がほとんどでき上がっていないという中で、その関係からしても、今こそ、こういうあれを改めるべきだと思うのです。そういう意味で、知事はもう一度この有事法制に対する再度の御答弁をお願いしたいと思います。

それから……

〔「時間オーバーだよ」と呼ぶ者あり〕

議長 時間はオーバーしていません。

全国市長会での小川市長の発言は大変重要です。そして、また数日前には南北の武力衝突があったと伝えられています。

こういう事態だからこそ、自治体外交を強化しなければなりません。今、多くの方々からワールドカップで日韓の信頼関係が飛躍的に上昇したという高い評価を受けています。すなわち、人と人との信頼関係を基本にした自治体外交の出番なのです。

そういう意味からすると、先ほど知事が互恵的にやっていくという気持ちはよくわかりますけれども、具体的に、いわゆる新潟県国際化推進大綱の中にこの平和プログラムを入れていくべきではないか。

特に、自治体が合併をして、国際社会の主体を担えるような自治体をつくるのが、私は合併の一つの目的だと思います。

議長 佐藤議員、まとめてください。

そういう意味で、もう一度この我が県の国際化推進大綱に平和プログラムを入れるべきだと思いますので、御答弁をお願いします。

【平山征夫知事】

再質問にお答えしたいと思いますが、大変たくさんの方があつたものですから、どこに答えていいのか、ちょっと解釈しかねるところもあるのですが、まず最初に有事法制については、後退しているかということについては、私としては答えとして後退したつもりはございません。

一番大事なことは、有事、いわゆる自衛権を行使しなければいけないような、我が国土が攻められて国民を守らなければいけない、あるいはそれに対して防衛をして国土を守らなければいけない、そういう事態に至るといときに認められている自衛権を行使するということは、国家として、あるいは国民としてだれもが認めることだと思います。

そのときがどういう定義なのか。おそれがあるという事態が想定されておつたところに、さらに予測されるという言葉が入ってまいりました。この違いを説明を聞いたのですが、全くわかりませんでした。

そういう意味で、有事であるということがきちんと定義されて初めて国民の協力も得られるわけですので、そのことをしっかり定義してくださいということをお願いしました。

それから、2番目に、国民保護法制についても有事の規定がしっかりし、そして国民をまず守るという概念、その次に防衛上のそうしたいろんな意味での協力を得ることが具体的に出されなければ、国民としてはよくわからないまま総則だけ賛成しなさいということをお願いされても、なかなか本当の意味の理解ができるのでしょうか。

そして、先ほど申し上げました政府に対する信頼、自分たちの命と財産を預けるという事態を想定したときに、本当に政治に対する信頼が得られるような、そういう意味でのこの定め方としての手法をとっておられますかということも含めて申し上げたわけです。

それから、同時に周辺事態との関連が不明確であるという3点を申し上げました。

しかしながら、官房長官及び防衛庁長官からは明確な答えがなかなかなかったということでもあります。

憲法第9条との関係におきましては、改憲すべきかどうかということ、あるいはすべきでない、そのことはかわりなく、これまでその都度、時代、時代において拡大解釈をしてきた憲法規上、もし有事法制との関連においてこれ以上拡大解釈をするということがあれば、国民としてもそのことを納得するだろうか、憲法論議をやっぱり1回すべきではないかを含めて申し上げた次第であります。

それから、自治体外交につきましては、おっしゃる点はよくわかりますけれども、私としては自治体外交が平和につながるということはもちろん大事であります。人と人との信頼、このことも一番大事であります。

私もかつて韓国の人に言われました。「お互いこうして知り合って、お互いの国にそれぞれ一人一人信頼できる人間がいるということが、もし万が一あつてもその国を最後まで信頼することができる、そういうことではないだろうか」と、こうおっしゃいました。私は、ぜひそういう信頼される人間になりたいと、そのときにつくづく思った次第であります。

したがいまして、プログラムとか形のものをつくるのではなくて、実際の交流を続けながら、先ほど地道などが、実証的なと申し上げたのは、そういう意味であり、実のある交流を続けながら、人と人との信頼は得られるものというふうに思っていますので、私としては自治体外交をそういう形で進めて、実質的に平和に貢献できればいいなと思っている次第であります。

以上であります。

【佐藤浩雄議員】

まず、再答弁ありがとうございました。

今、知事のお話聞いて感激しました。私も同じ体験持っています。外国の同級生で本当に信頼できま

す。

そういう感激を、お互いに信頼関係を持つ、今回のワールドカップでもそういう方がきっとたくさんできたと思います。そういうことをすることが大事だと思います。

しかし、そうだとすれば、自治体間同士でもそういうことをできるような企画をしたらどうですか。そういうものが具体的には、いわゆる国際化推進大綱の中に入れて、平和プログラムも入れたらいいのではないですか。そう述べているわけです。

全く同じ気持ちですから、どうぞぜひ知事にやっていただきたいと思います。それをお願いし、また答弁をお願いします。

もう一つは、首相官邸でこの説明を受けたことが今リアルに話されました。有事法制のことがわからない。私たち 250 万県民の代表者である知事が聞いてもわからない。そんなわからない有事の概念が堂々と法律になって、そして私たちもそれに基づいて、ほら、動けの命令がされるってとんでもないことではないですか。

私は、そういう意味からすれば、まさに確信がない、そこが核心だと思います。そういう意味からすれば、まさにこの法案は廃案しかない。だから、知事ははっきりと県民にこんな責任持てないような法案では困るから、やっぱり廃案を求めるべきだと、私はそう言うべきだと思います。

私は、当然そういうことを知事は発言すべきだし、国に対し求めるべきだと思いますので、もう一度御答弁をお願いします。

【平山征夫知事】

再々質問、まず第1点目、平和プログラムの問題ですけれども、先ほどもお答えしましたように、その精神をきちんと持って実のある自治体外交を展開しているということと同時に、北東アジア経済会議のときに私はパネラーで必ず出ますけれども、そのときに新潟県の自治体外交を含めて、北東アジア経済圏の発展に対する基本姿勢は、互惠と相互理解、そしてそれがこの地域の友好的外交、平和に結びつくことを願ってやっておるということを毎回申し上げております。

そういうことを申し上げながら、きちんとした、実際に意義のある自治体外交を行っていくことで、実を上げたいというふうに思います。

首相官邸での議論につきましては、わかりにくいということを先ほど申し上げました。ある意味でいくと、定義しにくいという面もあることも事実でありますけれども、一番大事な規定のところ、このままでは余りにもわかりにくいのではないかとということで、もっともっとわかりやすく議論してほしいと。

そして、同時にその有事の規定があって、初めて保護の内容とが比較できるのではないかとということも申し上げたわけです。国では、やはり国民の保護法制の内容については多岐にわたる。それから、私権との関係も含めて、詰めなければならぬ点がかなり多いということで、2年という時間が必要であるということも答弁として行っています。

もしそうであれば、内容が決まったときに総則も定めるということも1つの考えではないかなという議論も、他の知事も含めて、その場であったことも事実であります。

今後とも、このことについては、国民的議論が必要であるというふうに申し上げているのは、私の偽らざる心境でありますけれども、首相官邸でのこの会議が終わった翌朝の朝刊に「有事法制延期か」と出るタイミングで行われたことも含めて、私としては、やや先ほど来、この官邸での会議が私どもとしてはちょっと不満であったことを申し上げた次第であります。

繰り返しになりますけれども、有事規定のことも含めて、国民保護法制の内容とあわせて、きちんと国民に理解されるような議論をしていただきたいというふうに思っております。